

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

公 告

- 公告第43号 農用地利用集積計画の縦覧……(農林茶業課) …2
- 公告第44号 物品(パソコン機器類等)の売払いに係る一般競争入札……………(ごみ減量推進課) …2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第8号 宇治市長選挙における選挙人名簿登録要領……………3
- 告示第9号 立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所……………3
- 告示第10号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………3
- 告示第11号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………3
- 告示第12号 選挙長及び同職務代理者の選任……………3
- 告示第13号 選挙会の場所及び日時……………4
- 告示第14号 選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時……………4
- 告示第15号 選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………4
- 告示第16号 政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印……………4
- 告示第17号 選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色……………4
- 告示第18号 政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板の配色……………4
- 告示第19号 街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色……………4

公 平 委 員 会

- 告示第3号 職員団体の登録……………4
- 告示第4号 職員団体の登録……………5
- 告示第5号 職員団体の登録……………5
- 告示第6号 職員団体の登録……………5
- 告示第7号 職員団体の登録……………5



宇治市公告第43号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和2年7月14日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第7-1号

令和2年度第7-2号

2 関係書類の縦覧期間

令和2年7月14日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

(揭示済)

宇治市公告第44号

物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札について

物品（パソコン機器類等）の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年7月15日

宇治市長 山本 正

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細
ノートパソコン等	ノートパソコン 312台 (NEC Versapro等) 電源アダプタ 約300個
デスクトップパソコン等	デスクトップパソコン 19台 液晶モニター 19台
レーザープリンター	レーザープリンター 13台
サーバー等	サーバー 38台 (電源ケーブル等付)

※ ノートパソコン及びデスクトップパソコンは、HDDを抜取り済み。

※ 電源アダプタはノートパソコン約300台相当だが、数量の確認はしていない。

また、ノートパソコンと電源アダプタは必ずしも適合するものとは限らない。

※ 動作検証や故障の詳細等の確認はしていない。

※ 物品は全て中古品で一部故障品がある。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売払いは、ヤフー・インターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社が定める利用規約、操作手引書等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_kyo_uji_city

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。
- (6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

物品の確認を希望する者は、あらかじめ(1)の確認日の前日（午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）までに(3)の担当課へ電話にて予約すること。

(1) 確認日

令和2年7月30日（木） 午前10時から午前11時まで

(2) 場所

京都府宇治市五ヶ庄西川原30番地先 五ヶ庄倉庫

(3) 担当課

宇治市人権環境部ごみ減量推進課

電話番号 0774-20-8692

(4) その他

試用はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
ノートパソコン等	180,000円
デスクトップパソコン等	10,000円
レーザープリンター	10,000円
サーバー等	10,000円

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和2年8月18日（火） 午後1時から

令和2年8月25日（火） 午後1時まで

(2) 開札日時
令和2年8月25日（火） 午後1時

(3) 場所
官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のヤフー・ジャパンIDを落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和2年9月7日（月） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）を送付するので、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和2年9月8日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から13までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から13までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部ごみ減量推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8692

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第8号

宇治市長選挙における選挙人名簿登録要領について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録要領を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

被登録資格決定の基準日 令和2年11月28日（ただし、年齢については同年12月6日）

登録の日 令和2年11月28日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第9号

立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び選挙の管理執行を行う場所について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において、選挙長が立候補の受付等の事務を取り扱う場所及び宇治市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第10号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和2年11月29日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第11号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和2年11月29日 午後5時10分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第12号

選挙長及び同職務代理者の選任について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における選挙長及び

同職務代理者を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

宇治市長選挙 選挙長

住 所

氏 名

同職務代理者

住 所

氏 名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第13号

選挙会の場所及び日時について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1
宇治市立西宇治体育館

日 時 令和2年12月6日 午後9時

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第14号

選挙立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における候補者からの届出のあった選挙立会人となるべきものが10人を超えるとき、及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

場 所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日 時 令和2年12月3日 午後5時5分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第15号

選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）に準じて行います。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において、政治活動用ポスター証紙交付票に使用する確認印は、次の印を使用します。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

宇治市選挙管理委員会公印規程（昭和48年宇治市選挙管理委員

会規程第2号）別表中様式番号1で定める宇治市選挙管理委員会之印

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号

選挙運動用自動車等及び拡声機の表示板の配色について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において、選挙運動のために用いる自動車等及び拡声機の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

自動車及び船舶の表示板 白地に黒色文字
拡声機の表示板 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板の配色について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において、政党その他の政治団体に交付する政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

政治活動用自動車の表示板 白地に黒色文字

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において用いる街頭演説用標旗及び腕章並びに自動車等乗員用腕章の配色を次のとおり定めます。

令和2年7月9日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

街頭演説用標旗 白地に黒色文字
街頭演説用腕章 白地に黒色文字
自動車及び船舶乗員用腕章 白地に黒色文字

(揭示済)



宇治市公平委員会告示第3号

令和2年6月19日付け下記載員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年7月15日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年7月15日

宇治市公平委員会
記

職員団体名 宇治市学童保育指導員労働組合

(揭示済)

宇治市公平委員会告示第4号

令和2年7月3日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年7月15日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年7月15日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市保育所パート保育職員労働組合

(揭示済)

宇治市公平委員会告示第5号

令和2年7月3日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年7月15日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年7月15日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市図書館嘱託職員労働組合

(揭示済)

宇治市公平委員会告示第6号

令和2年7月10日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年7月15日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年7月15日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市非常勤職員労働組合

(揭示済)

宇治市公平委員会告示第7号

令和2年7月14日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条の規定に適合することを認め、令和2年7月15日に登録したから、職員団体の登録に関する規則（昭和43年公平委員会規則第1号）第11条の規定に基づき告示する。

令和2年7月15日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市行政サービスコーナー嘱託職員労働組合

(揭示済)

